

經濟論叢

第九十四卷 第六號

ストレーチーの帝國主義解体論……………	静 田 均	1
明治三十二年商法と評價損益論争 (2)……………	高 寺 貞 男	17
法人課税の經濟効果……………	牛 嶋 正	39
管理会計論の生成基盤について……………	野 村 秀 和	57
オートメーションと間接的生産労働者(→)……………	小 谷 節 男	79

經濟論叢 第九十三卷・第九十四卷総目録

昭和三十九年十二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

法人課税の経済効果

——主として安定効果について——

牛 嶋 正

法人課税の問題としてこれまでしばしば議論されてきたのは、法人税の課税の根拠とそれに関連した二重課税の問題である。それは法人にたいする法的取扱以上の議論、すなわち法人實在説と法人擬制説との対立にも関連して本質的問題を形成している。このうち、法人課税を根拠づける議論は法人實在説にもとづき、さらに租税の原則上の議論としては利益説 (Benefit theory) に立脚しなければならない。

このような議論は法人課税にとって基本的な問題であるが、現行の租税体系上すでに重要な位置を占めており、政策的には課税方法の変更という形で問題にされている今日では、課税方法の変更にとまなう法人課税の諸効果を検討してゆくことが現実意義があるように思われる。したがって、この報告ではまず課税根拠を是認したうえで、その諸効果を分析し、そのあとその結果の検討をつうじて法人税の一つの在り方を示唆することに努めよう。

一 予算項目の変更たとえば所得税の減税が経済全般にもたらす効果を検討する場合の一方法として、比較静学的手

法がある。そこでは予算項目の変更は与件の変化として取扱われ、それが種々の経済変数にたいする作用をつうじて新しい均衡状態をもたらしと考える。新しい均衡状態は変更される予算項目の種類あるいは変更の程度によって異なるであろうが、いずれにしても攪乱以前の均衡状態と比較して両者に差異が存在するとき、それを予算項目の変更がもたらす効果の総結果として把握することができる。

この場合、新旧両均衡状態を比較するために、一定の測定基準を設定して、総結果としての新しい均衡状態を種々の側面から検討することが有用であると思われる。そこでわれわれは、この基準を経済における三つの基本的問題と関連づけて考えることにしよう。それらは資源配分の問題、所得分配の問題および経済安定の問題である。たとえば、所得分配の問題と関連して、新しい課税が再均衡状態における所得の分配状態に変更を加えるとき、その効果を帰着 (Incidence) として把握することができる。

一 与件の変化がもたらす諸効果を結果として把握する比較静学の手法は動学に比較して単純ではあるが、必然的にその効果がおよぶプロセスを明示しえないという欠陥を含んでいる。この欠陥をできるだけ補足することが、比較静学による分析結果を成果のあるものにするために必要であろう。われわれはそれをつぎの二つの方法を用いて補うことができる。その一は、部分均衡分析の方法を用いて与件の変化がもたらす作用を個別的に追求すること、すなわち個別経済におよぼす効果を吟味することであり、その二は、比較静学のうちに時間の要素を導入することである。

比較静学で取扱われる新しい均衡状態とは、一つの与件の変化によって引き起される経済変数の変動が漸次波及して、ふたたび一般均衡が達成される状態ではあるが、もとの均衡状態と比較する場合、時間要素が全く認められないことを考えるとき、比較静学のなかへの時間要素の導入自体はパラドックスのように思われる。しかし、波及過

程のある段階での状態ともとの均衡状態とを比較することによって、その段階までの与件の変化がおよぼす効果を検討することはできる。そして、波及過程の段階区分をどこに求めるかによって時間要素を考慮しよう。

いま、その区分の基準を資本設備に与える効果の有無によって、一つの与件の変化が資本設備の変更をもたらすには到達しない段階までの効果を短期的分析として取扱ひ、長期的分析では資本設備まで波及する場合の効果を検討するものとする。すなわち、短期と長期とに波及過程を二分することによって、比較静学のもつ欠陥をできるだけ補足しようとするものである。

われわれは法人課税の変更という一与件の変化が引き起す諸作用を分析するにあたって、基本的立場としては比較静学に立脚しながら、うえで求めてきた二つの補足的手法を用いることにしよう。そして、短期的均衡および長期的均衡においてあらわれる総合結果を、三つの測定基準にしたがってそれぞれ比較検討すべきであるが、ここでは短期的分析において主として所得再分配の効果を、長期的分析では主として経済安定の問題と関連して吟味することにした。そして、短期分析では過程の分析として、これまで議論されてきた法人税の転嫁の理論が役立つであろうし、長期分析における過程の問題は、法人課税の投資におよぼす効果についてのこれまでの理論がそのまま役立つように思われるから、われわれは順にその問題を取扱ってゆくことにしよう。そして、いま一度比較静学の立場に帰って、それらの結果を所得再分配効果として、あるいは経済安定におよぼす効果として統合することに努める。

(1) わが国の租税制度のもとでは、法人税の収入は総税収額の約三〇%を占めている。

(2) Richard A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, New York, 1959, (邦訳、大阪大学財政研究会訳、「フスマンレイヴの財政理論」有斐閣) pp. 207-209.

(3) 経済安定の問題が議論されるとき、もちろん、短期分析で取扱われる所得の分配効果が同時に考慮される。

二

転嫁の理論 以上のような分析方法にしたがって、まず課税前の均衡と短期的均衡との比較からはじめよう。ここでは主として課税の所得再分配効果の検討がこころみられるが、その部分均衡分析はこれまで法人税負担の転嫁の問題として取扱われてきたものが適用される。

法人税の転嫁に関する伝統的見解はその課税標準が企業所得に求められるが故に、短期的には転嫁されないと主張する¹⁾。この結論は伝統的見解が立脚する諸前提を認めるかぎり正しいようであるが、このことを言いかえれば、これらの諸前提をいま一度吟味することによって転嫁の可能性を見出すことができる。そして、これまでおこなわれてきた伝統的見解にたいする批判はつぎの五つのケースに整理することができるように、それらの前提の一つ一つを崩していった。

- (1) まず伝統的見解では、税務会計上考えられている企業所得と企業会計上のそれとが完全に一致することが暗々裡に前提されている。しかしいま、税務会計上の費用概念が企業会計上のそれより適用範囲が狭いとすれば、法人課税は費用部分までも課税標準のうちを含めることになるから、その部分については消費税または売上税に類似して、転嫁の可能性が生まれる²⁾。現実には企業のおこなう各種の引当金・準備金に関してしばしば両者に不一致がみられる。
- (2) 脚注の数式からも明らかのように、完全競争市場あるいは独占のいずれの場合も、企業は限界原則にしたがって利潤極大化をはかるものと想定している。したがって、課税前における極大利潤をもたらす産出量水準は、課税後においても極大利潤を保証するものであった。しかし、実際の企業の行動決定が限界計算の困難から、いわゆるフル・

コスト価格決定にしたがうともみなされる。ここでは平均費用に一定の利潤マージンを加えて価格を決定するという方法をとるが、企業が税引きの純利潤マージンを一定水準に維持しようと努めるとき、転嫁のいま一つの可能性が生まれることになる。

この場合、さらに市場状態についても考慮を払う必要がある。たとえば、完全競争市場のもとではフル・コルト価格決定にしたがったとしても、限界原則のもとで決定されるような水準まで、競争がゆきつくしているとみなされるから、利潤マージンの引上げ自体をきわめて困難にする。かくして、フル・コスト価格決定が転嫁のための必要条件とするならば、不完全競争市場の存在がその十分条件をなすといえよう。

(3) 主として完全競争市場あるいは独占という純粹市場形態のもとで議論をすすめてきた伝統的見解は、実際にみられる中間的市場形態すなわちオリゴポリーの場合に存在する別の要素を全く考慮しなかったことになる。この場合別の要素とは企業の行動決定において、利潤以外に他企業の反作用を予測しなければならぬという事実である。したがって、競争は完全競争の場合より激しく、市場は不安定となる。個々のオリゴポリストはその不安定要因を取除くために、大方は相互の協定に向う。

一旦、協定が結ばれるとき一種の独占価格が成立するが、その価格水準は市場が一企業によって支配されているような完全独占のそれに比較して、極大利潤を与えるものではない。なぜなら、協定は法的規制とかアウト・サイダーの出現という外部の不安定要因を警戒しなければならぬし、協定成立の過程における企業相互間の利害の調整が困難なためである。このような場合、法人課税によって外部要因にたいする警戒が緩和されるならば、また、企業間の利害の關係に変更が加えられるならば、さらに協定価格の調整をつうじてその負担の転嫁を計りうる可能性が与えら

れるであろう。

(4) 第四の転嫁の可能性は賃金にたいする後転 (backward shifting) の場合である。賃金および雇用量が限界生産力説にしたがって決定されるかぎり、伝統的見解の前転 (forward shifting) の議論にみられるように、後転の可能性もない。しかし、賃金水準の決定が労資間の団体交渉の過程で勢力的要素を導入するときは、後転の余地も生ずる。たとえば、ボーナスの形で利潤の分け前が労働者に分配されている場合には、法人課税が理由でその分の引き下げが企業側から要求されるかもしれない。このように限界原則からの逸脱の程度によって、後転についても可能性が生ずる。

(5) 最後は需要側の変化にともなう転嫁の可能性である。伝統的見解は需要側の変化を全く考慮しなかったが、法人課税による税収の増大は政府支出をつうじて有効需要を増大させるであろう。このような需要側の状態の改善が転嫁の可能性をもたらすとみなされる。しかし、この結果は法人課税の変更と同時に起こなわれる他の予算項目の変更の仕方に依存するであろう。たとえば、法人課税の増税が個人所得税の減税によって代替されて、財政支出一定の場合が想定されるならば、伝統的見解にたいする以上の批判は成立しない。そして、目的税としての性質をもたない法人税の場合は、むしろ財政支出の側を切り離して考える方が適当であろう。

以上、部分均衡分析による法人税負担の転嫁に関する理論的検討は、伝統的見解の立ってきた諸前提の批判をつうじて、転嫁の可能性を並列的に指摘したにすぎない。したがって、このような理論を分析用具としながら、比較静学立場にかえて、法人課税の効果特に短期的問題としての所得再分配効果を検討するためには、さらに数量的結果たとえば具体的に前転・後転および企業所得に帰着する部分の比率を明示することを必要とするだろう。そして、転

嫁の可能性のみでなく、転嫁の程度を数量的に把握するためには、以上の分析からも明らかのように、実際の市場状態に十分な検討を加えたいので、実証的研究を必要とする。しかし、われわれはまだ信頼すべき研究結果をもっていない。ここでは、転嫁の数量的結果にたいして一定の仮定を設定し、これらの部分均衡分析の結果が比較静学の短期的均衡にどのように適用されるかを示唆することにとどめておこう。

所得分配効果 比較静学の立場から、法人課税の所得分配におよぼす効果を検討する場合、所得階層別に法人税負担を算出することによって第一次的接近がなされる。このように所得階層別の法人税の有効税率 (Effective Rate of Tax) を算出するためには、有効税率の分子にくるべき各所得階層の法人税負担額をまず測定する必要がある。そして、この測定にあたってわれわれがさきに試みた部分均衡分析による諸結果が基礎となる。

たとえば、法人税の転嫁は短期的には全く起りえないという伝統的見解が是認されるときには、税負担はすべて株主に帰着するとみなされるから、各所得階層における株式の保有状態に応じて負担額を算出することができる。この場合、社内留保金にたいする課税分をどのように取り扱うかはきわめて困難な問題となる。一つの方法は、社内留保金にたいする課税分を各所得階層の税負担の測定から全く除外してしまうことである。この場合の有効税率はおそらく過少評価になるであろう。いま一つの方法は、その課税分を配当金にすべて付属させて、各階層に配分させる。この場合は、社内留保分が株主の所得に算入されていないことから、有効税率はむしろ過大評価になる欠点をもつ。

しかし、いずれにしても法人税負担の転嫁を認めない場合、各階層別の有効税率は高所得階層に移行するほど増大するという、いわゆる累進課税的性質をもつて結論づけることができる。もちろん、この結論が導出されるために、各所得階層における所得構成比についてつぎのような前提が置かれていることは明らかである。すなわち、賃金・給

与の労働所得と利子および配当からなる資本所得との二種類に所得を区別するとき、所得構成比は高所得階層へ移行するにしがたがって、資本所得の比率の増加という形をとって変化することである。

さらに、いま一つの極端な場合としては、税負担が完全に転嫁される場合を想定するならば、税負担の階層別の配分状態は売上税または消費税に準じて考慮されるから、商品にたいする各階層の支出額に比例して負担の帰着が決定されることになる。したがって、さきの場合とは反対に、逆進課税的效果を所得の分配状態におよぼすことになるだろう。このような結果が得られるために、低所得階層の限界消費性向は高所得階層のそれに比較して大であるという前提が仮定されていることに注意すべきである。

しかし、うえの二つの場合は極端なケースであって、¹⁰ 実際には実証的研究の結果をまたねばならないが、われわれの部分均衡分析からすれば、その中間のケースすなわち部分転嫁の場合がもつとも現実的なものとして想定されるから、その転嫁の程度が大になるならば、それだけ逆進課税的性質に近づき、所得の分配状態に平準化とは方向反対の変化をもたらしことになるだろう。

- (1) 課税前の総収益、価格、産出量および費用をそれぞれ E 、 P 、 x および C で表わせば、課税前の収益 E は

$$E = P \cdot x - C(x)$$

で表示され、したがって $P = C'(x)$ によって極大利潤が得られる。ここで、税率 t の法人課税は、税引き収益をつぎのように変化させる。

$$E_t = (1-t) [P \cdot x - C(x)]$$

しかし、その極大利潤は $P = C'(x)$ において満足され、課税による変化はない。

- (2) 企業会計上の費用を $C(x)$ で表わし、そのうち税務会計上の概念にもとづく費用に含まれない部分を $C_0(x)$ で表わせば、課税後の収益 E_t は

$$E_t = (1-t) [P \cdot x - C(x)] - C_0(x)$$

となり、産大利租の条件は $P=C'(x)+\frac{tC'_a(x)}{1-t}$ により与えられることになる。

cf. Barnd F. Haley, *A Survey of Contemporary Economics*, II Homewood, Illinois, 1952, p. 275, J. Fred Weston, "Incidence and Effects of the Corporate Income Tax," *National Tax Journal*, Dec. 1949, pp. 307-315.

(3) この項の議論については D. H. Robertson, "The Colwyn Committee, the Income Tax and the Price Level," *Economic Journal*, Vol. XXXII, No. 148, Dec. 1927, 及び Robert P. Collier, "Cost Plus Pricing and The Incidence," *Proceedings of the Thirty First Annual Conference of the Western Economic Association*, 1956, p. 51 及び。

(4) 参照 拙稿「法人税転嫁と利潤配分」『大阪大学経済学』一〇卷四号 一一〇—一一一頁

(5) cf. Musgrave, *op. cit.*, pp. 282-285.

(6) この項の議論については Richard Goode, *The Corporation Income Tax*, New York, 1951, p. 72 及び Gredard Colm, "The Corporation and the Corporate Income Tax in the American Economy," *American Economic Review*, May 1954, pp. 490-92 及び。

(7) この項および(8)で述べられた転嫁の可能性はすべて市場の競争状態に依存している。

(8) これまでおこなわれた実証研究としては Eugene M. Lerner & Eldon S. Hendriksen, "Federal Taxes on Corporate Income and the Rate of Return on Investment in Manufacturing; 1927 to 1952," *National Tax Journal*, Sept. 1956 及び M. A. Adelman, "The Corporate Income Tax in the Long Run," *Journal of Political Economy*, April 1957, pp. 151-157 及び、最近では Marian Krzyzaniak & Richard A. Musgrave, *The Shifting of the Corporation Income Tax*, 1963 がある。

(9) cf. R. A. Musgrave, J. J. Carroll, L. D. Cook, and L. Frane, "Distribution of Tax Payments by Income Groups: A Case Study for 1948," *National Tax Journal*, Vol. IV, No. 1, March 1952, pp. 1-53.

(10) こゝ一つの極端なケースは、法人税負担の後転の場合である。そして、賃金よりも給与と見なされる所得課税と同じ性質をもつ後転の場合は、したがって、前転の場合にもまして強進課税的性質をもつことになる。

三

投資インセンティブにおよぼす効果 つぎに、長期分析の問題として、投資におよぼす課税効果に検討を加え、そのあとで一般均衡分析の立場から経済安定の問題点を考察しよう。

法人課税が投資に影響をおよぼす仕方としてつぎの三つの場合が考慮される。その一は投資インセンティブにおよぼす直接的抑制効果であり、その二は資金の側面からおこなわれる間接的效果である。そして第三に、償却政策と関連してもたらされる効果がある。これらの効果を分析するにあたって、どのような投資理論を念頭におくかによってかなり異なった結果が得られると思われるが、ここでは主として利潤原則にもとづくところの資本の限界効率の理論に立脚することにしよう。

第一の投資インセンティブにおよぼす効果は、投資から期待される予想報酬値が法人課税によって引下げられることにもとづく。これは図1によって表示されよう。曲線 II_1 によって課税前の予想報酬値にもとづく投資曲線（資本の限界効率表）を、曲線 II_2 によって課税後の投資曲線を表わすとすれば、利子率 r が一定のもとにおいて、法人課税は II_1 、 II_2 、分だけ投資を抑制することになる。

しかし、利子支払分が費用として課税標準から控除されることを考慮するとき、うえの結果は多少の修正を受ける。すなわち、投資資金のすべてが借入れによってまかなわれる場合、図2によって示されるように課税後の投資曲線を表わす II_1 は利子率以降において課税前の曲線に一致する。なぜなら、点Qおよびそれ以降において期待される予想報酬値が丁度設備費用（この分は減価償却費として控除される）と利子費用との合計額に等しいか、それにみたな

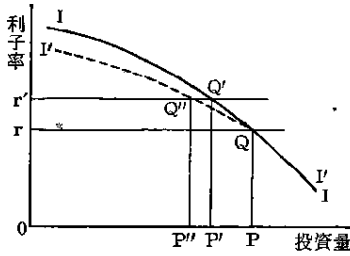


図2

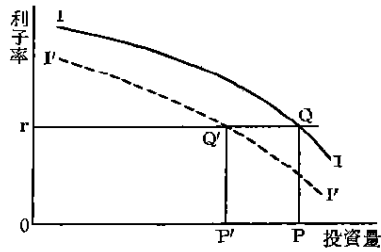


図1

い場合であるから、課税による影響を全く受けないことにもとづく。このことは資金調達のうち借入れに求める割合が大になれば、それだけ法人課税の投資抑制効果が緩和されることをいみする。

しかし、この場合でも、企業が控除の認められない危険負担を考慮して、利子率 r より危険負担率を含めた分だけ高い報酬率 r' を期待するときは、図2のように P, P' 、分だけの投資抑制効果が現われることになる。いずれにしても、投資抑制効果の大きさが投資曲線の弾力性に依存して決定されることに注意することが、法人課税が投資インセンティブにおよぼす効果をみる場合に重要となろう。

資金効果 法人課税が資金の利用可能性 (availability) におよぼす効果を分析するにあたって、内部資金におよぼす効果と外部資金のそれとに区別して検討することが便利である。両者はいずれも法人課税による税引き企業所得の減少にもとづいている。すなわち、前者は社会留保金の減少をつうじて、また後者は配当金の引下げすなわち株価の下落をつうじて影響を受ける。この場合、それぞれの企業がいずれの側面からより強い影響を受けるかは、その企業の採用する配当政策に依存するであろう。たとえば、未公開の株式をもつ企業あるいは公開されていても大部分の株式が一部の経営者によって保有されているような企業では資金調達を主として内部資金に依存しているとみなされるから、法人課税による企業所得の減少にあっても、社内留保の

積立てをこれまでと同様に確保しようとする。しかし、このことは配当金の減少をつうじて株価の維持を困難とするから、外部資金ことに株式発行による資金調達にそれだけ困難となる。

これにたいして、投資資金の調達を外部資金に求めようとする企業のもとでは、配当政策の変更をつうじて株価を一定水準に維持しようとするが、このような配当政策は逆に社内留保金の減少をつうじて内部資金に依存することをますます困難とする。このように法人課税の資金の側面におよぼす効果は、それぞれの企業の採用する配当政策によつて相違するといえるが、言いかえれば、各企業が自己の資金調達政策に則した配当政策を選ぶことによつて、法人課税から受ける資金効果をできるだけチェックすることに努めるといえよう。

しかし、このような内部資金による資金調達および株式発行による資金調達の困難は、いずれにしてもいま一つの資金調達方法としての長期借入れに資金の源泉を求めて、個々の企業における資本構造が、借入比率の増大という片寄った形態に導くという危険を伴う。このことはふたたび資金調達を外部に求めることを困難にするであろう。この場合、全般的な金融市場の逼迫が長期借入れに依存することをきわめて困難にすると考えられることから、資金効果もそれだけ大となる。

減価償却政策 最後に減価償却政策が投資におよぼす効果のルートを簡単に指摘することにしよう。普通、税法上認められる償却期間の短縮という形で与えられる高速償却政策は、つぎの三つのルートをつうじて投資に促進的効果をおよぼすとみなされる。その一つは、高速償却政策によつて認められる費用控除が税支払いの延期をいみすることから、その金利に相当する分だけ投資の予想報酬値の改善がおこなわれると考えられる。その二は、高速償却政策によつて短期間に償却を完了できるといふ期待は、投資にともなつた危険負担をそれだけ小さくするであろう。その

三は、減価償却積立金の高速化によって、特に拡大的企業のもとでは資金面での有利さが与えられる。

以上の諸効果は、いずれも法人税の課税標準のなから税法上認められた償却積立金が費用項目として控除されることにもとづき発生することから、法人課税の効果の問題と関連して、ここで取上げることとした。いま一つの理由は、償却政策が租税特別措置として、特定企業または資産にたいして個別的に適用しようということである。このことは、法人課税の変更が税率の変更というすべての企業にたいする一般的な措置として作用するのは比較して、政策技術上意義があるように思われる。

- (1) この効果については、以下の文獻を参照せられた。Harold M. Somers, *Public Finance and National Income*, p. 216, Richard Goode, *The Corporation Income Tax*, p. 49, John Lintner, "Effects of Corporate Taxation on Real Investment," *American Economic Review*, May 1954, 44-45, John Lintner, "Effects of a Shifted Income Tax Real Investment," *National Tax Journal*, September 1955, 66-69。
- (2) この効果については、以下の文獻を参照せられた。Don Thoop Smith, "Corporate Taxation and Common Stock Financing," *National Tax Journal*, September 1953, 44-45, M. H. Miller & J. P. Shelton, "Effects of Shifted Corporate Income Tax on Capital Structure," *National Tax Journal*, September 1955, 54-59。
- (3) この効果については、E. Cary Brown, "The New Depreciation Policy under the Income Tax: An Economic Analysis," *National Tax Journal*, March 1955, Richard Goode, "Accelerated Depreciation Allowance as a Stimulus to Investment," *Quarterly Journal of Economics*, May 1955, などの論文がある。
- (4) 拙稿「法人税転嫁と費用概念」(大阪大学経済学)一〇巻一、二、三頁を参照されたい。
- (5) 拙稿「企業貯蓄・配当政策および課税」(大阪大学経済学)十二巻二、九、一〇頁を参照されたい。
- (6) その原因として、長期借入れの増大が市場利子率を上昇させることを、長期借入れにたいする依存度の増大が金融政策の影響を非常に受け易くすることがあげられる。

(7) この効果の定式化については、Musgrave, *op. cit.*, pp. 336-346 をみよ。

(8) 参照、拙稿「尚速償却の資金効果」『金融ジャーナル』第三巻第一号、九〇～九七頁。

四

以上のような部分均衡に関する長期的分析の諸結果にもとづいて、法人課税の経済安定におよぼす効果を吟味する場合、第一に問題にすべきことは、物価水準の変動あるいは完全雇用の達成において占めている役割の評価であろう。ケインズの所得決定論にしたがって、有効需要を構成する三つの要素すなわち民間消費・民間投資および政府支出のうち、民間投資の有する変動の性質から、所得水準決定に果たす重要な役割を想起するとき、その投資効果から法人課税の経済安定におよぼす効果が高く評価されてもよいであろう。

しかし、その効果の大きさは法人課税が賦課される時点、または法人課税の変更がおこなわれる時点の経済状態によつて大きく変化する。さきに部分均衡分析において指摘したように、投資インセンティブにおよぼす課税の直接的効果が投資曲線の弾力性に依存すること、およびその資金効果をつうじての間接的効果が金融市場ことに資本市場の状態に依存していることを想起するならば明らかである。このことを考慮に入れるとき、経済の変動過程において、上昇過程がかなり進展した段階においては、法人課税の投資効果はかなり大きいと思われるが、反対に、不況においてはそれほど有効な安定政策の手段となりえないことになる。言いかえれば、法人課税は増税による投資抑制効果は有効であるが、減税をつうじての投資促進効果はそれほど望みえないといえよう。

さらに、このような租税政策がつねにヒスカル・ポリシーの一手段として利用されるためには、なお、この租税政

策にともなう二三の側面を考慮しておかねばならない。その一は、われわれが短期的分析として取扱つてきた租税負担の帰着の問題が関係する。税率の引下げによる租税負担の減少は、他方、可処分所得の増大をつうじて民間の消費需要を刺激するが、その程度はもし各所得階層間の限界消費性向が相違する場合、ふたたび法人税負担の帰着の状態に依存するであろう。そして、高所得階層においてより高い限界貯蓄性向をもつというさき設定した仮定を踏襲するとき、逆進課税的性質を強めるほどその効果は大となる。

このことは個人所得税と法人税との消費効果の比較の問題をもち出すであろう。累進税率の適用される個人所得税は、税率の調整をつうじて民間消費需要を促進させるに有効な減税をつねにおこなうのにたいして、法人税の場合、その帰着の状態に依存することから、消費需要におよぼす効果は伸縮性に欠けることになる。また、減税分が社内留保金の増大となつてあらわれるときは、消費需要への効果はさらに削減される。

その二は、法人税率のしばしばの変更は投資決定者（企業）をして将来の報酬値を決定するための予想要因のなかに課税方法をも含めて考えることを強いることになる。したがつて、ある法人課税の変更がひとびとの予想の立て方によつて、つねに同一の方向に作用するとはかぎらない。たとえば、税率の引下げはただちに税率の引上げがおこなわれるというひとびとの予想によつて、投資を促進する効果となりえないことになる。このように法人課税の変更自体が与件の変化としてでなく、予想のなかに含まれることは、ヒスカル・ポリシーとしての租税政策を無力にすることになる。

以上、二つの点について考慮してきた法人課税の側面は、法人課税の変更をつうじておこなわれる租税政策が、安定政策として伸縮的かつ有効な手段となりえないことを示すであろう。むしろ、償却政策をつうじて経済安定の目標

を追求することのほうだが、さきにも指摘したように償却政策によって個々の産業または特定グループの企業にたいして、きめの細かい政策をほどこすことが可能であり、また、償却政策は租税の特別措置として経済の変動に対処することがより容易であるということから、有効的であるといえよう。

安定政策と関連して最後に取上げねばならない問題は、自動安定装置としての機能についてである。租税構造のもつ安定調整機能が抛って生ずる制度上の要因として、累進所得課税制度および源泉租税徴収制度などがあげられているが、前者は税収の所得弾力性を高めてフレキシビリティを増大させる。そして、後者は租税構造の自動調整機能が遅滞なく作用するというタイム・ラグの問題を表示している。これにたいして、法人課税のもつ安定装置としての機能はどうか。

法人課税は均一税率の適用であるから、そのいみでは所得の弾力性は累進課税の場合に劣るが、さらに、所得水準の変化にたいする法人税の課税標準の変化の状態を考慮しなければならない。いま、経済の変動過程にみられる企業所得の変化の状態が、所得水準のそれより振幅が大であると仮定するとき、法人課税収入の所得弾力性はそれだけ増大するであろう。しかし、法人課税の徴収方法は申告制度によっているから、所得水準の変化にたいする反応の仕方がタイム・ラグをとめない、それだけ調整機能は削減されることになる。さらに、税収の増加が景気の上昇過程において安定要因として作用するためには、消費にたいする抑制効果をつうじておこなわれるが、この場合、法人税の負担がどの所得階層に帰着するかが問題となる。たとえば、転嫁が全く認められない場合、負担はすべて株主に帰着するが、配当所得の各所得階層における構成比から考えて、消費におよぼす抑制効果は完全転嫁ことに後転の場合に比較して小さいといえよう。

以上の分析から、自動安定装置から眺めた租税構造における法人課税の占める位置も、累進課税の個人所得税に比較して、有効であるとはいえないだろう。

(1) 景気の停滞状態において、ひとびとの pessimistic な期待から描かれる投資曲線の弾力性は小さいとみなされるからである。さらに、そのような経済状態のもとでは、金融市場も逼迫した状態にあるとはいえないからである。

(2) 参照: Musgrave, *op. cit.*, pp. 438-441.

(3) 現行の租税特別措置制度は固定化されてしまっていることで問題となっているが、これは特別措置制度の本来の姿から逸脱したものである。
(4) Alvin H. Hansen, *The American Economy*, 1957, pp. 30-1 を参照。

五

最後に結論を述べねばならないが、以上の分析があまりにも広領域にわたり、羅列的であるために、つぎのような簡単なノート¹⁾の形でしか述べることができない。

法人税は租税の公正を貫くためにはあまりにも曖昧な存在であるといえる。租税負担が個人の支払能力を基準に考えることによって、その公正性が維持されると考える能力説 (ability-to-pay theory) の立場に立つときは特にその感が深い。さらに、現在のところ法人税負担の帰着の状態が実証的に検討することがきわめて困難であるため、適正な所得分配状態に接近するための手段として用いることも不可能である。

さらに、法人課税は投資にたいして抑制効果をもつが、ヒスカル・ポリシーの一手段として用いるためには二三の制約がある。そして自動調整機能としても、累進課税が適用される個人所得税の場合に比較して劣るのである。

以上の二点を考慮するとき、法人税が現在の状態にとどまるべきであると主張する根拠は少しもない。むしろ、法

人課税はつねに減税の方向に向うことが望ましい。その減税分は負担の帰着状態がかなり明確な個人所得税に代替させるべきであろう。その場合、企業所得のうち社内留保される部分について税負担の引延ばしまたは回避がおこなわれるからそれを把握する措置が社内留保金にたいする特別措置として考慮されるべきであろう。

最後に、減税の時期・方法・および程度が問題となるが、そのうち時期については、景気変動の回復の時点が選択されるべきである。そして、方法および減税の程度を決定するのは、その時々々の経済状態であるといえよう。